

平成20年度第1回  
個人情報保護に関する外部評価委員会  
会議録

板橋区政策経営部区政情報課

平成20年度第1回板橋区個人情報の保護に関する外部評価委員会会議録

政策経営部区政情報課

平成20年度第1回板橋区個人情報の保護に関する外部評価委員会

- |         |                                  |
|---------|----------------------------------|
| 1 開催年月日 | 平成20年7月7日(月)                     |
| 2 開催場所  | 板橋区役所 第3委員会室                     |
| 3 出席者   | 委員長 中澤 達彦<br>委員 佐藤 信行<br>野口 和秀   |
| 4 事務局   | 橋本政策経営部長<br>丸山区政情報課長<br>浅賀IT推進課長 |

午後2時 開会

丸山区政情報課長 只今から、板橋区個人情報の保護に関する外部評価委員会を始めさせていただきます。本日はお忙しい中、出席を賜りまして誠にありがとうございます。しばらくの間事務局が進行役を努めさせていただきます。最初に、外部評価委員会委員の皆様には坂本区長から委嘱状をお渡しいたします。

～委嘱状交付～

それではここで、坂本区長からご挨拶を申し上げます。

坂本区長

～区長挨拶～

丸山区政情報課長 それでは、続きまして委員のご紹介をさせていただきます。お1人ずつご挨拶をお願いいたします。

各委員

～各委員挨拶～

丸山区政情報課長 これから、第1回目の外部評価委員会に入らせていただきます。最初に個人情報の保護に関する外部評価委員会設置要綱についてご説明いたします。

区政情報課長 資料2 説明～

丸山区政情報課長 続いて、委員長の選任に入りたいと存じます。要綱第5条の規程によりまして、委員長は委員の互選により定めることとなっております。委員長のご推薦をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

佐藤委員 3名の小さな委員会でございます。その中で私は、中澤先生を前から存じ上げていて、野口先生には大変恐縮でございますが、中澤先生はコンピュータ関係の非常に現代的なプライバシー保護については第一線の経験をお持ちの方で、中澤先生を推薦申し上げたいと思いますがいかがでしょうか。

野口委員 私は異議ございません。

丸山区政情報課長 それでは恐れ入りますが、中澤委員には委員長席へのご移動をいただけますでしょうか。この後の議事進行については、中澤委員長にお願いいたしますので、よろしくお願いたします。

中澤委員長 ただいま、お二人の委員の先生からご推薦をいただきまして、貢献していきたいと考えますので、よろしくお願いたします。先般、丸山課長からお話をいただきましたが、大変よく行政の中で個人情報に関してまとめられており、ただ単にそれがまとめられているだけでなく、個人情報保護に不可欠なPDCAのサイクルがまわっているという状況の中で、このような委員会を開けるということは、大変私どもにとっても好評であったというに考えております。多くの区民の皆様を擁しておられる中で、たくさんの皆さんが働いております。その中でどうしても1件2件、月にしますと50件以上、情報漏洩があるというところも持っておりますが、万が一ということが絶対にないと言い切れない部分でもあります。もうひとつのファクターとして、万全を期しても必ず残存リスクが存在するという前提のもとに、その残存リスクをキチンと捉えた上で、どのような措置を講じていくかということについては、日々動いている中で振り返り、新たなスタンスを繰り返していく必要があるかと思っております。職員の方も一丸となって、引き続き、個人情報の保護が滞りなく行われますよう、ここにおられる委員の皆様と心をひとつにして、微力ながらできればと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

引き続き議題に移りまして、板橋区の個人情報保護制度、外部評価制度につきまして、事務局よりご説明願います。

区政情報課長 資料3・4・5 説明～

ただいまの説明について、何かご質問・ご意見等はございますでしょうか。

中澤委員長 先程資料3の中で、6 自己情報の開示、7 救済の手続きについて、区政情報課の窓口で申し出ることができるということですか。

区政情報課長 2階に区政資料室・区政情報課がありまして、事務室において情報公開請求と併せ自己情報の開示請求についての相談窓口となっており、話を伺い、本人確認したうえで申請に対応しております。

中澤委員長 そういった専用の窓口を持っているという理解でよろしいですか。

区政情報課長 はい、そうです。

中澤委員長 他に意見はございませんか。それでは次に、評価基準の策定、評価対象業務の選定について、今後のスケジュールにつきまして、事務局から説明をお願いします。

区政情報課長 資料6・7説明～

中澤委員長 只今の説明について、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。順番としまして、資料6・7についてお受けし、対象業務5つのうち2つの業務を選定していく、この順番で詰めてまいります。

佐藤委員 まず、評価基準案ですが、これまで内部評価ということで経験を積まれた基準ということで、我々としても大変参考となると思いますが、いくつかレベルが違うものが混じり込んでいるというのが気になるところです。例えば、5の(2)画面を第三者に見られないよう適切な場所に配置している、ということは非常に大事なことなのですが、これは物理的な物の配置のことで、こういった基準が一方であると同時に、2の(5)では、文書管理規定に基づき適切に破棄又は消去しているか、これは考え方に従って行動しているか、ということを行っていますので、この項目の方が抽象度が一段高いですね。5の(2)というのは抽象的に、事務処理上取扱われる個人情報第三者に閲覧されないように配慮しているかという書き方に、例えば2の(5)と同じレベルにすると、そういう書き方になるものが、パソコンの画面にという、具体的に落とし込まれているということですね。計画的にこのように作っているのだと思いますが、そうすると、電算記録では、プリントアウトされたものではキチンとシュレッターに入れているのかという文言がないと、ここまで細かく書くと同じことが出てきてしまう。そういう意味からすると、若干その考え方の問題と、考え方を実現するときに注意すべき注意点、それを具体的な現場に合わせて、ここがピンポイントであろうと、そういった三層位のものに整理し直した方が分かりやすくなるのではないかと思うのですが、それについてはこの委員会で内容を一から詰めていくのでは時間が無い。そこで、委員長がこの問題では専門家でおられる訳で、この基準案の考え方については本日の段階で良としたうえで、文言として確定することについては委員長にご一任申し上げる、ということではいかがでしょうか。並べ方を変えとか、或いは若干コメントをつけるというだけで、随分分かりやすくなるのではないかと思うので、お預かりいただいた上で確定するということがいかがでしょうか。

野口委員 この評価基準ということで、これは基準というものなのか、それとも実際の調査を行う上でマニュアルとして位置づけるべきものなのか、性格をまず決めないと、考え方の基本ということあれば評価基準ということで、現地調査につきましては個々の委員の判断等で更なる調査を進めるという考え方で、後は一律的なレベルで調査を行うことであれば、マニュアルというレベルにまで落とし込む必要があると思うのですが、マニュアルの作成となりますと、8月中の調査の実施、次回がスケジュール的に難しくなる可能性があります。先程、佐藤先生におっしゃっていただいたような評価基準の考え方の基本ということで、大きなレベルから例えば2の(3)(4)はキャビネットにキチンとしました、というようなマニュアルレベルになってしまう訳で、逆に2の(2)だと意識の啓発が図られているか、これは評価基準のかなり上のレベルの話ですね。このレベルのものでとりあえず評価基準を作成していただいて、実際に所管とのヒアリングを行ったときに、作業図、フローチャートとかですね、そういったものを用意していただいて、ここはこういうふうだからここを見ようというようなことを当日に行えればいかなと、というふうに考えます。

佐藤委員 私も賛成です。言い方では三層位になっているのではないかという、その一番下の層のところを網羅的な文章を予め作ろうとすると、おそらくそれを作るだけで1年間審議をやらないといけないので、考え方として先生がおっしゃられたことによろしいのではないかと思います。

中澤委員長 今のところ、お二人の先生のご意見を踏まえて少し総括させていただきます。まず、個人情報保護規定の中で、三つの層という話が出ましたけれども、一般に最も上が基本方針という形で、これは御庁であると区長からの基本構想に表される、それから二番目として一般にスタンダードで、いわゆる標準と訳されていますが、標準に基づいて理事者の皆様が表現された、基本方針に基づいた標準、それからそのスタンダードに基づいてマニュアルと、先程ご紹介いただきました、こういったものがその一部となりますけれども、運用規程というものが作られまして、例えば、窓口に来てくださった皆様に対しては、所定の運用規程に基づいた形でそれぞれの三層をなす。そして今お話しをしましたスタンダードにこの評価基準は属するものと、ご指摘いただいたそういったまずは基本に立って文言整理されていると思いますが、その中で運用規程に近い表現をしているものはスタンダードに戻す、それから基本構想いわゆるポリシーに近い表現をしているものもまたスタンダードに、そのように表現するという形で詰めてまいりたいと思っています。くくりとして大きな1から2,3そして4,5という、その囲んだ中で方法、表現について方針に沿って手直しをさせていただきます。こういった方向でよろしいでしょうか。

～異議なし～

それから、私から2点ほど申し伝えたい点がございます。一つは、残存リスクについて規程を設けた

いと思います。例えば、個人情報保護業務別マニュアルに残存リスクが書かれております。中程に紛失・流出の可能性について、外部評価実施に伴う評価基準の中の2番、個人情報の適正管理の項目の一番後ろに、例えば個人情報に関わる残存リスクの洗出し及びリスク管理が行われているか、という文言を付けたらどうか。それからもう一点ですが、裏面の4の適正利用、外部提供及び目的外利用についての項目に、相手先に行った後の管理について保管期間及び廃棄に関わる対応の規定がついておりますと、どのように管理、保管、廃棄されているのか、キチンと管理されている十分な内容となると思われま。先般、ある銀行が廃棄業者の裸のトラックから箱ごと個人情報を高速道路で落下させてしまったということがございまして、期間及び廃棄について何らかの確認したうえで第三者機関に引き渡すということ、この二点について加えたい。

佐藤委員 この追加することを含めて、先程の委員長一任の中で取扱っていただきたい。

中澤委員長 この件につきましては、只今のとおりとさせていただきます。

続きまして、資料7の評価対象業務の選定について、(1)から(3)につきましては基幹業務で、個人情報につきましては直接収集というふうに考えられます。それから、(4)(5)については、1つが福祉関係、もう1点は外部委託により個人情報の収集が含まれるもの、と伺っています。(2)につきましては、今年度情報セキュリティに関する外部監査が予定されている、ということです。

佐藤委員 IT監査は、タイミングとしていつ頃予定されていますか。

IT推進課長 9月以降を予定しております。

佐藤委員 内容でいきますと、1,2,3系から一つ、4,5系から一つだと妥当かなと思うのですが、1,2が事務は異なっているが同じ戸籍住民課で、IT監査が9月以降ということで、8月下旬、9月下旬と監査のための書類整備で事故が起きましたと、ということでは本末転倒なので、戸籍住民課にお願いするのも今年は厳しいかと、1,2,3系列からは3を選ばせて頂くのが妥当なのかなと、お話しを伺いながら感じていたのですがどうなのでしょう。

野口委員 後はその、情報流出のあった産業振興課ですか、そこを監査の対象としない、という考えはよろしいのでしょうか。実際事故があったことを踏まえて、原因とか実際究明活動が行われていると思いますけれど、そういったサンプルがあれば、他の課に対する調査というものにもかなり参考になる面があるのではないかと、というふうには考えませんか。

佐藤委員 この案件の前の、封筒の置き忘れ案件はどうでしたか。

区政情報課長 国保年金課です。

佐藤委員 その前は、うちの責任ではないとはいえ、トラックから国勢調査表が落ちたという、このところはそこの3件でしたか。

区政情報課長 学校の先生が、タクシー車内に置き忘れたということがありました。

野口委員 まあ、実際の調査にあたっては先程の評価基準で、1、2、3、4とかかっていますが、例えば電子計算組織を使っていないところはないですかね。あと外部提供、外部委託、ここは、ポイントになる気がするのですが、そういった事業が頻繁に行われているようなという方向はいかがですか。先程の納税課という、情報提供はあると。

佐藤委員 しっかりありますね。

野口委員 小さなくくりで言うと、3と言う選択肢はよろしいのではないですか。後は4、5福祉高齢関係とするのか、或いは実際に問題が起きたところについて見る、というのが考え方であろうと思います。

佐藤委員 まあ6として、この前の産業振興課の件は、外部委託をしておられる診断士の方ですかね。

区政情報課長 中小企業診断士会に相談業務を委託しておりまして、その診断士会のご家族が区の方に相談記録票をメール送信する際に誤ってメーリングリストに送信してしまったというものです。

佐藤委員 近々の流出事故が起こったところをという点では、監査に入るということは合理的なご判断と思いますが、委託先の事故なので、その間に直接入って何か・・・

野口委員 であれば、調査委員会が既に行っているのですかね、この流出事故に関しては。

区政情報課長 所管の方で、改善事項について検討いたしておりまして、早急にこうしなくてはいけないところとか、対応していくところです。

野口委員 その結果をもって、管理における外部委託の調査を行う、という考え方でもよろしいのではないかと。

佐藤委員 産業振興課は、一般的に見ると個人情報の保有量は多いところですか。

区政情報課長 量自体では、ここに掲げさせていただいているような課が多いですけど、融資関係の業務とか、イベント的なものも行っております。量、対象者という面では、ここに掲げている課が多いです。

中澤委員長 今の産業振興課さんについては、どちらかというとなり注意情報を取扱っているという観点のものが中心になるということでしょうか。

佐藤委員 私は6として産業振興課をだしていただくと、4か6が二つ目の、と申しますのは生活保護事務は元々法定受託事務でかつての機関委任事務ですので、取扱いレベルは国単位での統一取扱いが下りてきて行っているタイプの業務が核ですから、そのような意味で見ると底辺が強いのだと思います。勿論、現場の取扱いの違いはあるかもしれないが、おとセンはある意味で区の独自事業みたいな性格が割りと強くて、しかも4月1日からの大騒ぎの関係もあって、現場でいろんなことを対処しなければい

けないという意味で、否定型的な個人情報の取扱いがおそらく多いのではないかという想像が、個人的にはするのですが。部長いかがですか、そんな感じはしませんか。

政策経営部長 そのとおりでして、外部への持ち出しも必然的に業務の流れからどうしても多くて、基本的には扱う職員の数も多いものですから、イコールではないのですが、似たような業務を区のほかの組織でも行っておりますので、そういう意味では私どもであげさせていただきましたが、他の課への波及性もあるということで、統一性が取れていないところの意味合いも高いのかなというふうに思っております。

佐藤委員 審議会でおとセンが出てくると、さあどうしようと思うなど、非常にセンシティブな情報を国の法令のガッチリした枠組み以外のところで、独自施策で扱われるのが多いですね。極端なこと申し上げますと、この審議会が最後のストッパー役であるみたいな感覚を持って望まないと、リスク管理が高い、そういうタイプの事務を所管している、このセクションは。

政策経営部長 職員も事務職だけでなく、他の職種の職員もいて、事務職職員ですと比較的多くの部署を回るなかで、個人情報保護に対する意識がこう高まっていくというのがありますが、他の職種の職員ですとそれほど多くの職場を回るわけではないので、ある意味ここで個人情報の扱いについて周知ができると、また、同じ職種の職員に対して重要性というものを職員同士で育成しあうという、そういう部分の職場でもあるというふうに思います。

佐藤委員 私は5と4を比較すると、4の方が緊急度は高いと思いますが、第一候補としてはいいと思います。産業振興課は比較事項を持ち合わせなかったのですが、おとセンか産業振興課のどちらを選択すべきか、今のところ決定的なファクターは思いつかないので。

中澤委員長 二つの考え方があると思います。一つは総括が行われているという形を踏まえて4番の部署についてというもの。そしてもう一つは、その総括においてそれが十分であるかということで、そちらを対象とするという考え方かと思います。ただ後者については、この委員会の下、ルートがそのままジャストミートしているかというのと、ちょっと違ってくるかと思しますので、そういったことがありましたね、ということ踏まえて私どもも、お受けいただく皆さんも自分たちの業務の中で予防されているかというものも入れて、というのが近い感じがしております。

野口委員 確かに委員会の主たる目的を考えれば、扱っている情報の内容について重要性の高いところを案件とすべきというのが一つですね。それから、産業振興課であった事故等につきましては、こういったものが原因だというものを明らかにしていただいて、それを参考情報として課を調査するというようなスタンスでよろしいかなと思います。

佐藤委員 私も結構でございます。

中澤委員長 そうしましたら、今のお話を踏まえて確認させていただきますと、一つ目につきましては3の特別区民税・都民税に関する業務の納税課、二つ目につきましては、4の援護に関する業務のおとしより保健福祉センター、こちらを対象とするという形で実施していきます。

第2・3回目の実地調査の日程につきまして、調整をしたいと思います。

～日程調整～

それでは、8月21日・22日の 午後1時30分～ のいずれか

9月22日・25日の 午後1時30分～ のいずれか

区政情報課長 主管課と調整をいたしまして、ご連絡をいたします。

中澤委員長 それでは、以上これで終了いたしますが、全体を通してご意見はございますか。

野口委員 一つ、次回は8月、9月の評価委員会ですが、その際に3時間くらいでしょうか。事業説明がありますね。それを踏まえて実地調査といいますと、実地調査そのものというのは・・・

区政情報課長 例えば、おとしより保健福祉センターですと、会議室にてまず主管課から1時間程度、登録簿、業務別マニュアルがありますので説明してもらいまして、その後に事務室に入ってご覧いただき、その場でヒアリングしていただき、その後会議室に戻っていただき、ご意見を伺うよう形で考えております。

野口委員 すると、この業務別マニュアルというものが非常に詳しく書かれていますので、これに基づいて見させていただくような感じになりますかね。

区政情報課長 資料につきましては、事前に送付をさせていただきたいと思います。

佐藤委員 この業務別マニュアルですが、個人情報保護条例の適用対象事業外のところでも作られるか。

区政情報課長 個人情報を取扱っている業務を行っているところは、業務登録簿を作っております。その業務登録簿があるところには、業務別マニュアルを業務毎に或いは業務が少ない場合は係毎に作るよう依頼をしています。

佐藤委員 例えば、住民票業務自体は個人情報保護条例のものではないですよ。住民基本台帳法に基づいてコントロールされているから。例えば開示請求、個人情報保護条例に基づいて住民票記載情報を取り出すという手続きにはなりませんよね。

区政情報課長 個人情報の開示請求につきましては、住民票の閲覧制度がございますので、自己情報ではなくて住民基本台帳法で出していただくこととなりますが、結局、区の事務処理については、個人情報保護条例の対象になって参りますので、業務の登録、住民基本台帳に関する業務で業務の登録をし

てもらっておりますし、登録業務となっております。後は具体的に申請書があがってきたことにどう処理していくかというのは、業務別マニュアルに規定することになっております。

佐藤委員 個人情報保護条例の全面適用を受けていなくなり、各法がある分については除外されているという訳ではなくて、個人情報を取扱っている業務については、根拠法令が何であろうと個人情報保護条例の関係がどうなっても、この業務別マニュアルがある。

区政情報課長 区が個人情報を取扱う業務を行う場合は、必ず業務登録をすることになっておりますので、他の法に基づいてあるような都市計画法ですとかも、業務登録はしており、業務別マニュアルもあります。

中澤委員長 それでは、本日の審議を踏まえまして、外部評価基準案につきまして文書修正をいたします。おそらく1週間程で、できましたら皆様に評価、認定を得て案が取れまして実際にそれに基づいて実施をするということになります。

それでは、ご意見もございませんので本日の委員会は閉会といたします。

区政情報課長 本日はお忙しいところ、長時間にわたりご審議を賜りましてありがとうございました。評価基準につきましては、委員長さんにお手をおかけし申し訳ございませんが、どうぞよろしくお願いいたします。